

雇用改正① ★

雇用保険二事業

法 62 条 1 項，法 63 条 1 項関係

平成 28 年 4 月 1 日施行

● 概要

雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、雇用安定事業及び能力開発事業の一部が改正された。

改正条項	※網掛け部分が追加
法第 62 条第 1 項（雇用安定事業）	
政府は、被保険者、被保険者であった者及び被保険者になろうとする者（以下この章において「被保険者等」という。）に関し、失業の予防、雇用状態の是正、雇用機会の増大その他雇用の安定を図るため、雇用安定事業として、次の事業を行うことができる。	
1～3（略）	
4	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第 34 条第 1 項の同意を得た同項に規定する地域高年齢者就業機会確保計画（同条第 4 項の規定による変更の同意があったときは、その変更後のもの。次条第 1 項第 7 号において「同意地域高年齢者就業機会確保計画」という。）に係る同法第 34 条第 2 項第 3 号に規定する事業のうち雇用の安定に係るものを行うこと。
以下（略）	
法第 63 条第 1 項（能力開発事業）	
政府は、被保険者等に関し、職業生活の全期間を通じて、これらの者の能力を開発し、及び向上させることを促進するため、能力開発事業として、次の事業を行うことができる。	
1～6（略）	
7	同意地域高年齢者就業機会確保計画に係る高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第 34 条第 2 項第 3 号に規定する事業のうち労働者の能力の開発及び向上に係るものを行うこと。
以下（略）	

■ 解説

「雇用保険法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」が改正されたが、その改正項目のうち、厚生労働大臣の同意を得た地域高年齢者就業機会確保計画に係る国が実施する高年齢者の雇用に資する事業について、雇用保険法の雇用安定事業又は能力開発事業として行うものとされた。（法 62 条 1 項 4 号，法 63 条 1 項 7 号）

コメント

＜参考：高年齢者等の雇用の安定等に関する法律＞

法第 34 条（地域の実情に応じた高年齢者の多様な就業の機会の確保に関する計画）

- ① 地方公共団体は、単独で又は共同して、次条第 1 項の協議会における協議を経て、地域の実情に応じた高年齢者の多様な就業の機会の確保に関する計画（以下この条及び同項において「地域高年齢者就業機会確保計画」という。）を策定し、厚生労働大臣に協議し、その同意を求めることができる。
- ② 地域高年齢者就業機会確保計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 1 地域高年齢者就業機会確保計画の対象となる区域（次項第 1 号において「計画区域」という。）
 - 2 地域の特性を生かして重点的に高年齢者の就業の機会の確保を図る業種に関する事項
 - 3 国が実施する高年齢者の雇用に資する事業に関する事項
 - 4 計画期間
- ③ （略）
- ④ 地方公共団体は、第 1 項の同意を得た地域高年齢者就業機会確保計画を変更しようとするときは、厚生労働大臣に協議し、その同意を得なければならない。
- ⑤ （略）

雇用改正② ★★★★★

届出等

則 14 条の 2 ほか関係
平成 28 年 2 月 16 日施行

概要

1. 雇用継続給付（高年齢雇用継続基本給付金，高年齢再就職給付金，育児休業給付金及び介護休業給付金）の支給申請の適正化・効率化のため，雇用保険法施行規則について，所要の改正が行われた。
2. 則 14 条の 2（被保険者の個人番号の変更の届出）が新設され，旧則 14 条の 3（被保険者の育児休業又は介護休業開始時の賃金の届出の特例），旧則 101 条の 8（支給申請手続の代理）が削除された。

新設条項

則第 14 条の 2（被保険者の個人番号の変更の届出）

事業主は，その雇用する被保険者（日雇労働被保険者を除く。）の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。）が変更されたときは，速やかに，個人番号変更届をその事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出しなければならない。

改正前	改正後
<p><u>則第 14 条の 2</u>（被保険者の育児休業又は介護休業開始時の賃金の届出）</p> <p>① 事業主は，その雇用する被保険者（法第 37 条の 2 第 1 項に規定する高年齢継続被保険者（以下「高年齢継続被保険者」という。），法第 38 条第 1 項に規定する短期雇用特例被保険者（以下「短期雇用特例被保険者」という。）及び日雇労働被保険者を除く。以下この条から第 14 条の 4 までにおいて同じ。）が法第 61 条の 4 第 1 項（同条第 6 項において読み替えて適用する場合を含む。第 101 条の 13 及び第 101 条の 16 において同じ。）又は第 61 条の 6 第 1 項に規定する休業を開始したときは，当該休業を開始した日の翌日から起算して 10 日以内に，雇用保険被保険者休業開始時賃金証明書（以下</p>	<p><u>則第 14 条の 3</u>（被保険者の育児休業又は介護休業開始時の賃金の届出）</p> <p>① 事業主は，その雇用する被保険者（法第 37 条の 2 第 1 項に規定する高年齢継続被保険者（以下「高年齢継続被保険者」という。），法第 38 条第 1 項に規定する短期雇用特例被保険者（以下「短期雇用特例被保険者」という。）及び日雇労働被保険者を除く。以下この条及び次条において同じ。）が法第 61 条の 4 第 1 項（同条第 6 項において読み替えて適用する場合を含む。第 101 条の 13 及び第 101 条の 16 において同じ。）に規定する休業を開始したときは第 101 条の 13 第 1 項の規定により，当該被保険者が育児休業給付受給資格確認票・（初回）育児休業給付金支給申請書の提出をする日までに，法</p>

「休業開始時賃金証明書」という。)に労働者名簿、賃金台帳その他の当該休業を開始した日及びその日前の賃金の額並びに雇用期間を証明することができる書類を添えてその事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出しなければならない。

②, ③ (略)

第 61 条の 6 第 1 項に規定する休業を開始したときは第 101 条の 19 第 1 項の規定により、当該被保険者が介護休業給付金支給申請書の提出をする日までに、雇用保険被保険者休業開始時賃金証明書（以下「休業開始時賃金証明書」という。）に労働者名簿、賃金台帳その他の当該休業を開始した日及びその日前の賃金の額並びに雇用期間を証明することができる書類を添えてその事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出しなければならない。

②, ③ (略)

改正前	改正後
<p>則第 101 条の 5（高年齢雇用継続基本給付金の支給申請手続）</p> <p>① 被保険者（短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。以下この款において同じ。）は、初めて高年齢雇用継続基本給付金の支給を受けようとするときは、支給対象月の初日から起算して 4 カ月以内に、高年齢雇用継続給付受給資格確認票・（初回）高年齢雇用継続給付支給申請書に雇用保険被保険者六十歳到達時等賃金証明書（以下「六十歳到達時等賃金証明書」という。）、労働者名簿、賃金台帳その他の被保険者の年齢、被保険者が雇用されていること的事实、賃金の支払状況及び賃金の額を証明することができる書類を添えてその事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出しなければならない。</p> <p>②～⑤ (略)</p> <p>⑥ 第 4 項の規定による通知を受けた被保険者が、支給対象月について高年齢雇用継続基本給付金の支給を受けようとするときは、同項に規定する高年齢雇用継続基本給付金</p>	<p>則第 101 条の 5（高年齢雇用継続基本給付金の支給申請手続）</p> <p>① 被保険者（短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。以下この款において同じ。）は、初めて高年齢雇用継続基本給付金の支給を受けようとするときは、支給対象月の初日から起算して 4 カ月以内に、高年齢雇用継続給付受給資格確認票・（初回）高年齢雇用継続給付支給申請書に雇用保険被保険者六十歳到達時等賃金証明書（以下「六十歳到達時等賃金証明書」という。）、労働者名簿、賃金台帳その他の被保険者の年齢、被保険者が雇用されていること的事实、賃金の支払状況及び賃金の額を証明することができる書類を添えて、事業主を経由してその事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由のため事業主を経由して当該申請書の提出を行うことが困難であるときは、事業主を経由しないで提出を行うことができる。</p> <p>②～⑤ (略)</p> <p>⑥ 第 4 項の規定による通知を受けた被保険者が、支給対象月について高年齢雇用継続基本給付金の支給を受けようとするときは、同項に規定する高年齢雇用継続基本給付金</p>

法改正ゼミ

の支給申請を行うべき月に、高年齢雇用継続給付支給申請書をその事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出しなければならない。

の支給申請を行うべき月に、高年齢雇用継続給付支給申請書を事業主を経由してその事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由のため事業主を経由して当該申請書の提出を行うことが困難であるときは、事業主を経由しないで提出を行うことができる。

則第 101 条の 7（高年齢再就職給付金の支給申請手続）、則第 101 条の 13（育児休業給付金の支給申請手続）、則第 101 条の 19（介護休業給付金の支給申請手続）においても、同様の改正が行われた。

解説

雇用継続給付の支給申請は、原則として、雇用継続給付の支給を受けようとする者が行うことになっているが、手続の効率化等の観点から、改正前の則 101 条の 8 等の規定に基づき、労働者の過半数で組織する労働組合等との間に書面による協定があるときは、事業主が被保険者に代わって公共職業安定所の長に支給申請書等の提出をすることができることとされ、実態としては、労働者本人ではなく、当該規定に基づく事業主による申請が多数となっている。

平成 28 年 1 月からの個人番号の利用開始に伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令 12 条 2 項の規定に基づき、事業主による雇用継続給付の申請に当たって、公共職業安定所が事業主から個人番号の提供を受ける場合には、①代理権の確認、②代理人としての身元（実在）確認、③申請者本人の個人番号確認が必要となる。公共職業安定所の窓口でこれら①～③の確認をする場合、事業主の負担が大きく、情報漏洩のリスクもある。

このため、事業主による雇用継続給付の支給申請について、事業主が代理人ではなく、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 2 条 13 項に規定する個人番号関係事務実施者として効率的に申請に関する事務を実施できるようにするため、雇用継続給付を受けようとする被保険者は、原則として、事業主を経由して公共職業安定所の長に支給申請書等の提出を行うこととした。

また、事業主が雇用保険被保険者資格取得届等の提出の際に個人番号の登録ができなかった場合に、後日登録することができるように「個人番号登録・変更届出書」の様式を規則〔則 14 条の 2（被保険者の個人番号の変更の届出）〕に追加することとした。

コメント

<改正のポイント>

1. 則 14 条の 2（被保険者の個人番号の変更の届出）が新設された。提出期限は「速やかに」とされた。
2. 「休業開始時賃金証明書」の提出は、「10 日以内」ではなく、「育児休業給付受給資格確認票・（初回）育児休業給付金支給申請書の提出をする日まで」又は「介護休業給付金支給申請書の提出をする日まで」とされた。
3. 高年齢雇用継続基本給付金，高年齢再就職給付金，育児休業給付金，介護休業給付金の支給申請書の提出は、事業主を経由して行うこととされた。ただし、やむを得ない理由のため事業主を経由して当該申請書の提出を行うことが困難であるときは、事業主を経由しないで提出を行うことができることとされた。

この改正に伴い、労働組合等との間の書面による協定について定めた則 101 条の 8（支給申請手続の代理）の規定が削除された。

<参考：主な届書と提出期限>

提出期限	主な届書
10 日以内	① 雇用保険被保険者資格喪失届 ② 雇用保険被保険者転勤届 ③ 雇用保険被保険者休業・所定労働時間短縮開始時賃金証明書 ④ 雇用保険適用事業所設置（廃止）届 ⑤ 雇用保険事業主事業所各種変更届 ⑥ 雇用継続交流採用終了届
<u>その他*</u>	⑦ <u>雇用保険被保険者休業開始時賃金証明書</u>
翌月 10 日まで	⑧ 雇用保険被保険者資格取得届
速やかに	⑨ <u>個人番号変更届</u> ⑩ 雇用保険被保険者氏名変更届 ⑪ 代理人選任・解任届の記載事項に変更を生じたとき、又は代理人が使用すべき認印を変更しようとするときの届出
5 日以内	⑫ 日雇労働被保険者資格取得届
失業の認定日 又は支給日	⑬ 受給資格者氏名変更届 ⑭ 受給資格者住所変更届

*：「育児休業給付受給資格確認票・（初回）育児休業給付金支給申請書の提出をする日まで」又は「介護休業給付金支給申請書の提出をする日まで」に提出する。

雇用改正—③★

その他

概要

1. 自動変更対象額等が改定された。(平成 27 年 8 月 1 日施行)
2. 雇用安定事業等において、助成金の見直し等が行われた。(平成 28 年 4 月 1 日施行ほか)
3. 雇用保険の届出にマイナンバーの記載が必要となった。(平成 28 年 1 月施行)

解説

1. 自動変更対象額等の改定

(1) 基本手当の日額の算定基礎となる賃金日額の範囲等の改定

① 自動変更対象額の改定

自動変更対象額について引き上げが行われ、次のとおり改定された。(法 18 条, H. 27. 7. 21 厚生労働省告示 321 号)

賃金日額 年 齢	2,300 円以上	4,600 円以上	10,500 円超	11,660 円超	14,920 円超
	4,600 円未満	10,500 円以下	11,660 円以下	14,920 円以下	15,620 円以下
60 歳未満	80 %	80 % ~ 50 %		50 %	
60 歳以上 65 歳未満	80 %	80 % ~ 45 %	45 %		—

② 賃金日額等の上限額の改定

賃金日額及び基本手当の日額の上限額について引き上げが行われ、次のとおり改定された。なお、下限額については、同じ金額となった。(法 17 条 4 項, H. 27. 7. 21 厚生労働省告示 321 号)

	年齢区分	給付率	賃金日額	基本手当の日額
上限額	60 歳以上 65 歳未満	100 分の 80 ~ 100 分の 45	14,920 円	6,714 円
	45 歳以上 60 歳未満	100 分の 80 ~ 100 分の 50	15,620 円	7,810 円
	30 歳以上 45 歳未満		14,210 円	7,105 円
	30 歳未満		12,790 円	6,395 円
下限額	(全年齢一律)	100 分の 80	2,300 円	1,840 円

※：賃金日額の改定に伴い、就業促進手当に係る上限額が、次のとおり改定された。

(a) 就業手当の上限額（1日当たり）

⇒(イ)60歳未満の者：1,749円，(ロ)60歳以上65歳未満の者：1,417円

(b) 再就職手当及び常用就職支度手当の支給に係る基本手当日額の上限額

⇒(イ)60歳未満の者：5,830円，(ロ)60歳以上65歳未満の者：4,725円

(2) **基本手当の減額の算定に係る控除額の改定**

受給資格者が失業の認定に係る期間中に、内職等自己の労働によって収入を得た場合には、一定の計算方法によって、基本手当は、①減額されずに支給される場合、②減額して支給される場合、③全く支給されない場合のいずれかとなる。この計算を行う場合に用いる控除額が、「1,286円」から「1,287円」に引き上げられた。（法19条，H.27.7.21厚生労働省告示322号）

(3) **高年齢雇用継続給付に係る支給限度額の改定**

① 平成27年8月以後の支給対象月における高年齢雇用継続基本給付金及び同月以後の再就職後の支給対象月における高年齢再就職給付金の支給限度額が「340,761円」から「341,015円」に引き上げられた。（法61条，H.27.7.21厚生労働省告示323号）

② 高年齢雇用継続基本給付金及び高年齢再就職給付金は、その算定された支給額が、受給資格者に係る賃金日額の下限額（2,300円）の100分の80に相当する額を超えないときは、支給しないものとされているが、賃金日額の下限額は前年と同じ金額とされたため、高年齢雇用継続基本給付金及び高年齢再就職給付金の支給の基準となる金額（2,300円×80%＝1,840円）を超えない場合には、これらの給付金は支給されないも据置となった。（法61条6項）

(4) **育児休業給付金・介護休業給付金に係る休業開始時賃金日額の上限の改定**

育児休業給付金及び介護休業給付金に係る休業開始時賃金日額の上限額は、休業を開始した日における年齢にかかわらず、受給資格に係る離職の日において30歳以上45歳未満である受給資格者に係る賃金日額の上限額を適用することとされている。平成27年8月1日から休業開始時賃金日額の上限額は、「14,210円」となった。（法61条の4，法61条の6）

法改正ゼミ

2. 雇用安定事業等の助成金の見直し等

雇用安定事業・能力開発事業において、助成金の見直し等が行われた。以下では、主な助成金についてその改正の概要を紹介する。なお、支給要件及び支給額といった実務的内容は省略した。(法 62 条, 同 63 条)

また、支給額等のみが見直された助成金等については、省略した。

(1) **労働移動支援助成金**

雇用安定事業として行われる労働移動支援助成金に、「キャリア希望実現支援助成金」が新設された。(則 102 条の 5)

労働者が職業生活全般を展望した職業生活設計を行っていく中で、65 歳を超えても安定的な雇用機会を得ることができるようキャリアチェンジを希望する中高年人材の受け入れや、受け入れ後に訓練を実施する生涯現役企業(65 歳を超えて継続雇用が可能な企業)を支援する助成措置を創設することとした。

(2) **高年齢者雇用安定助成金**

雇用安定事業として行われる高年齢者雇用安定助成金に、「高年齢者無期雇用転換コース」が創設された。

50 歳以上でかつ定年年齢未満である有期契約労働者を無期雇用に転換した場合に、助成される。(則 104 条)

(3) **両立支援等助成金**

両立支援等助成金に、「出生時両立支援助成金」と「介護支援取組助成金」が創設された。

「出生時両立支援助成金」は、男性労働者が育児休業を取得しやすい職場風土作りに取り組み、男性労働者にその養育する子の出生後 8 週間以内に開始する育児休業を利用させた事業主に支給する。(則 116 条)

「介護支援取組助成金」は、仕事と介護の両立支援推進のため、仕事と介護の両立に関する取組を行った事業主に対して支給する。(則 116 条)

(4) **生涯現役起業支援助成金**

中高年齢者等の雇用機会の確保を図り、生涯現役社会の実現を推進するためには、既存の企業に対する雇用機会の確保だけでなく、多様な形態で、雇用機会の確保を図っていくことが必要なことから、生涯現役起業支援助成金を創設した。(則 119 条)

中高年齢者等が起業(いわゆるベンチャー企業の創業)を行い、雇用創出

のための募集及び採用並びに教育訓練に関する計画を提出し、その認定を受け、計画期間内に事業に必要となる中高年齢者等を一定数以上新たに雇い入れる事業主に対し、募集及び採用並びに教育訓練に係る経費（人件費を除く。）の一部について助成する。

(5) **3年以内既卒者等採用定着奨励金**

学校等の既卒者や中退者の応募機会の拡大及び採用・定着を図るため、既卒者等が応募可能な新卒求人の申込み又は募集を平成31年3月31日までに新たに行い、採用後一定期間定着させた事業主に対して奨励金を支給する。なお、平成31年4月30日までに対象者を雇い入れることが必要である。（則附則17条の2の3）

3. マイナンバーの記載が必要となる届出・申請書

平成28年1月から、事業主が行う手続に関し、マイナンバーの記載が必要になる届出・申請書は、次のとおりである。

- ① 雇用保険被保険者資格取得届
- ② 雇用保険被保険者資格喪失届
- ③ 高年齢雇用継続給付受給資格確認票・（初回）高年齢雇用継続給付支給申請書
- ④ 育児休業給付受給資格確認票・（初回）育児休業給付金支給申請書
- ⑤ 介護休業給付金支給申請書